

株 主 各 位

岡山市南区浜野1丁目4番34号

株式会社 岡 山 製 紙

代表取締役社長 津川 孝太郎

第182回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第182回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトにて「第182回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、次のいずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://okayamaseishi.co.jp/document/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3892/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「岡山製紙」または「コード」に当社証券コード「3892」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2023年8月24日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年8月25日(金曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)
2. 場 所 岡山市北区下石井2丁目6番1号
アークホテル岡山 3階 牡丹の間
3. 目的事項
報告事項 第182期(2022年6月1日から2023年5月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名
選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面(郵送)による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2023年8月24日(木曜日)午後5時15分までに到着するようご返送ください。なお、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、後記(3頁～4頁)の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2023年8月24日(木曜日)午後5時15分までに行使してください。
- (3) 書面(郵送)とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載することにより、お知らせいたします。

会社法改正により株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様には一律に従前どおり書面でお送りしております。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、上記アドレスに再度アクセスいただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及びご自身で設定された「パスワード」を入力いただく必要があります。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

(QRコードは、株式会社デンソーウェアブの登録商標です。)

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2023年8月24日(木曜日)午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (3) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引されている証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部
[電話]0120(782)031(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く。)

事業報告

(2022年6月1日から)
(2023年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における板紙業界におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための社会経済活動の制限が緩和され、国内の産業活動全般が正常化に向かうなかで年度の前半は段ボール原紙を中心とした板紙の需要に持ち直しの動きがみられましたが、後半は物価の高騰等による景気の減速により需要は減少し、先行きは不透明となっています。

こうした経営環境のなか、当社の主要製品である段ボール原紙他板紙の国内販売量は前年から減少しました。また、主な燃料であるLNG他原燃料の価格高騰による損益の悪化に対応するため、板紙製品の価格改定を実施し、その浸透に努めました。

その結果、板紙事業におきましては、板紙需要の減少を受け販売数量が前期比4.5%減となりましたが、製品価格改定の効果により、売上高は9,578百万円(前期比8.8%増)と増収となりました。しかしながら損益については原燃料の価格高騰分をカバーするには至らず、セグメント利益は661百万円(前期比5.5%減)となりました。

美粧段ボール事業におきましては、主力の青果物向け製品が比較的堅調で、インクジェットプリンター品の販売も拡大しているものの、通信機器関連品の減速等もあり、売上高は1,291百万円(前期比1.1%増)と微増に留まりました。損益については段ボール原紙他原燃料、諸資材の価格上昇に製品価格の改定が追い付かず、セグメント損失は47百万円(前期はセグメント損失12百万円)となりました。

以上の結果、当期の売上高は10,870百万円(前期比7.8%増)、営業利益は613百万円(前期比10.7%減)、経常利益は693百万円(前期比8.2%減)、当期純利益は494百万円(前期比16.3%減)となりました。

なお、事業別の売上高は、次のとおりであります。

事業区分	第181期 (2022年5月期)		第182期 (2023年5月期)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
板紙事業	8,806,452千円	87.3%	9,578,652千円	88.1%	772,200千円	8.8%
美粧段ボール事業	1,277,721	12.7	1,291,404	11.9	13,683	1.1
合計	10,084,173	100.0	10,870,057	100.0	785,883	7.8

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資の総額は162百万円であり、その主なものはボイラー一排ガス冷却設備維持のためのケーシング更新工事であります。

(3) 資金調達の状況

当期は新たな資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

主に包装用資材を製造・販売する当社の営業活動は国内外の景気動向に大きく影響を受けるところ、新型コロナウイルス感染症対策のための社会経済活動の制限がなくなったことにより、景気の持ち直しが期待される一方、消費者物価の大幅な上昇が続いていること等から、本格的な経済回復には道半ばの状況です。これは、当社の板紙・美粧段ボールの販売を左右する不安要素であり、厳しい経営環境が続くことが予測されます。

また、少子化による働き手の減少から従業員の確保が年々困難になるなかで、かかる厳しい経営環境に対処できる人材の育成が必要不可欠であります。

このような状況のもと、当社といたしましては生産面では従来にも増して需要に見合った生産体制の構築と更なるコスト低減、営業面では適正価格の維持と新規取引先の開拓、人事面では定着率の向上と教育研修の充実に努め、環境の変化に対応した経営を行うべく、以下の項目を重点課題として全社一丸となって目標の達成に向けて一層の努力を重ねてまいります。

営業提案力の強化

適正価格の維持とともに生販一体化体制による顧客サービスの強化などの非価格競争力の強化などにより販売量の安定確保に努めるとともに採算重視の営業活動に徹し、更には提案力の強化による新規取引先の開拓を推進して質量面での充実を図り、強固な営業基盤の確立を図るよう役職員一丸となって販売活動を強力に推進してまいります。

省エネ・生産効率向上と製品開発力の向上

コスト競争力は企業存続の条件との認識にたち、原燃料等の価格変動に対処するため、省エネや省力化、生産効率向上に寄与する投資を積極的に推進し、更なるコスト低減策に取り組むとともに、併せてユーザーニーズに合った製品開発力を強化してまいります。

原材料の安定調達と資材調達コストの低減

当社にとって原材料の安定調達は企業活動を続けていく上で、最重要課題であると同時に、資材調達コストが即収益に大きな影響を及ぼすことを十分認識し、市況動向等を注視し原材料の計画的かつ安定的な調達に努め資材コスト低減を図ってまいります。

サステナブルな企業経営を実現するための取組

当社が持続可能（サステナブル）な成長を続けるためにはESG（環境・社会・企業統治）に配慮した事業運営を行うこと及び人的資本への投資が不可欠であるとの認識のもと、今後もよき企業市民として地域社会と共生し、企業価値向上に向けた活動を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第179期	2020年度 第180期	2021年度 第181期	2022年度 第182期
売上高(千円)	10,032,377	9,401,584	10,084,173	10,870,057
経常利益(千円)	1,408,984	890,596	755,125	693,057
当期純利益(千円)	972,565	616,820	591,135	494,920
1株当たり当期純利益	196円06銭	123円97銭	118円51銭	101円38銭
総資産(千円)	13,587,695	13,488,370	14,876,764	14,990,746
純資産(千円)	9,245,876	9,727,183	10,454,789	10,534,475

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、主として次の事業を行っております。

板紙事業 中芯原紙、紙管原紙、平板の製造・販売
美粧段ボール事業 美粧段ボールの製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場

本社営業所・工場 岡山市南区浜野1丁目4番34号
大阪加工営業所 大阪市淀川区野中南2丁目10番11号

(9) 従業員の状況

従業員数(前期末比増減)	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
192名(4名)	42.8歳	17.5年

(10) 主要な借入先

当社の主な取引銀行は、株式会社中国銀行、三井住友信託銀行株式会社及び農林中央金庫であります。借入金はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2023年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,500,000株
 (うち自己株式) (881,617株)
 (3) 株主数 3,870名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
王子ホールディングス株式会社	2,268千株	49.12%
INTERACTIVE BROKERS LLC	167	3.62
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	125	2.70
株式会社中国銀行	94	2.03
細羽 強	73	1.59
岡崎 達也	53	1.16
岡崎 直也	52	1.14
津川 孝太郎	42	0.91
渡辺 智子	40	0.87
津村 正明	40	0.86

(注) 1. 当社は、自己株式を881,617株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	13,200株	4名

(注) 上記株式数には、2023年2月28日付で退任した取締役1名に対する交付株式数の内、当社が無償取得した1,200株が含まれております。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第33条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、以下のとおり取得いたしました。

イ. 自己株式取得を行った理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にするため

ロ. 取得の内容

- a. 取得した株式の種類 当社普通株式
 b. 取得した株式の総数 386,600株
 c. 株式の取得価額の総額 322,424,400円
 d. 取得した日 2023年2月15日
 e. 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年5月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	津川 孝太郎	
取締役	宮田 正樹	管理本部管掌
取締役	後藤 直樹	営業管掌
取締役(常勤監査等委員)	片岡 誠	
取締役(選定監査等委員)	田井 廣志	
取締役(監査等委員)	岡崎 彬	岡山ガス株式会社代表取締役会長
取締役(監査等委員)	中野 学	
取締役(監査等委員)	加来 典子	弁護士法人後楽総合法律事務所所属弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 田井 廣志、同 岡崎 彬、同 中野 学 及び 同 加来 典子の4氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 田井 廣志、同 中野 学 及び 同 加来 典子の3氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員) 片岡 誠氏は、他社において経理・財務担当としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために片岡 誠氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役(監査等委員) 片岡 誠、同 田井 廣志、同 岡崎 彬、同 中野 学 及び 同 加来 典子の5氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
6. 2023年2月28日をもって、高野 佳典氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当は管理本部長でありました。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び執行役員であり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2022年6月14日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下①内において同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益を意識した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与及び株式報酬により構成し、支払うこととする。

2. 基本報酬、賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、月例の固定報酬とし、その個人別の報酬額は、取締役の役位、職責及び在任年数、当社の業績並びに従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

また、賞与は、原則として毎年6月、12月の支払いとし、その個人別の報酬額は、取締役の役位、職責及び在任年数、当社の業績並びに従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、原則として毎年10月に交付する譲渡制限付株式とし、その個人別の内容は、取締役の役位、職責及び在任年数並びに当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定した方針に基づく内部規定によるものとする。

4. 基本報酬の額、賞与の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の水準等を参考にして決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

個人別の基本報酬額及び賞与額については、株主総会により決議された報酬総額の範囲内で、報酬委員会で審議の上、取締役会にて決議し決定するものとする。

なお、株式報酬については、株主総会により決議された報酬総額の範囲内で、取締役個人別の割当株式数を内部規定によって算出し、報酬委員会で審議の上、取締役会にて決議する。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	73,232	62,610	10,622	5
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	33,900 (17,850)	33,900 (17,850)	－ (－)	6 (5)
合 計	107,132	96,510	10,622	11

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与等は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年8月28日開催の第177回定時株主総会において年額200百万円以内(使用人分給与及び賞与等は含まず。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年8月28日開催の第177回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。
4. 2018年8月28日開催の第177回定時株主総会において当該報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)につき、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は4名であります。
5. 株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して非金銭報酬として譲渡制限付株式を交付しております。その交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役（選定監査等委員） 田井 廣志

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況

当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また、監査等委員会16回全てに出席しました。

ハ. 取締役会及び監査等委員会における発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要

主に製紙業界における豊富な経験と幅広い専門知識を活かした発言を行っております。また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員長を務め、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から意思決定における妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。

②取締役（監査等委員） 岡崎 彬

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

岡崎彬氏は岡山ガス株式会社の代表取締役会長であります。同社は当社と特定関係事業者の関係にあり、当社との間には、当社が使用する主燃料の産業用ガス購入取引があります。

ロ. 当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に出席し、また、監査等委員会16回のうち14回に出席しました。

ハ. 取締役会及び監査等委員会における発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要

主に経営者としての高い見識と豊富な経験に基づいた発言を行っております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から意思決定における妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。

③取締役（監査等委員） 中野 学

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況

2022年8月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、監査等委員会11回全てに出席しました。

ハ. 取締役会及び監査等委員会における発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要

主に素材メーカーの技術者としての豊富な業務管理経験に基づいた発言を行っております。また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から意思決定における妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。

④取締役（監査等委員） 加来 典子

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

加来典子氏は弁護士法人後楽総合法律事務所の所属弁護士であります。同事務所は当社と法律顧問契約を締結しており、当社から同事務所に対し弁護士報酬の支払いがありますが、その金額は些少であり、当社及び同事務所のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

ロ. 当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況

2022年8月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、監査等委員会11回全てに出席しました。

ハ. 取締役会及び監査等委員会における発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要

主に弁護士として法律の専門家としての立場から企業法務の実務経験に基づいた発言を行っております。また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から意思決定における妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,200

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由
監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、社内関係部門及び会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人を解任します。

また会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、内部統制システムを整備し運用することを経営上の重要な課題としております。そのため、内部統制システムについて、内部環境の変化に応じ不断の見直しを行い、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた改善・充実を図っております。なお、当社は、取締役会において「内部統制基本方針」につき、以下のとおり決議しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が職務を執行するにあたり、自律的行動規範を定めた企業倫理行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務経理部及びコンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員研修等を行う。

取締役会の任意委員会として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を設置し、取締役の指名及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。

内部監査室は、適宜コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り委員会及び監査等委員会に報告する。法令上疑義のある行為、不正・違反行為等については直接情報提供を行う手段として、内部通報制度に基づくヘルプラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る重要文書は、十分な注意をもって保存・保管に努めることとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。保存対象文書、保存期間、取扱要領等については文書取扱規程に基づき管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・財務報告・品質・情報システム・事務処理・環境等の事業活動の遂行に関連するリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修の実施等を行い、リスクの予知、予防、管理に努める。リスクが発生した場合には、リスク管理規程、緊急事態対策規程等の規定に基づき、社長が指揮する対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の効率化、業務活動の円滑化、責任体制の確立等を図るため、役員が共有する職務権限、業務分掌等を定めた職務権限規程、業務分掌規程等に基づき職務を執行する体制を確立する。また、取締役会による中期経営計画の策定、同計画に基づく事業部門単位の業績目標と予算の設定とITを活用した月次業績管理の実施、取締役会による月次業績のレビューと改善策の検討・実施等によって取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 監査等委員の職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)に関する事項

監査等委員は、内部監査室所属員に監査業務に必要な事項を指示・命令することができるものとし、監査等委員より監査業務に必要な指示・命令を受けた同所属員はその指示・命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員から監査を十分に行うために補助使用人を必要とする旨の申し出があった場合には、取締役会は、補助使用人の人数及び地位等の事項について審議の上、その結果を監査等委員に報告するものとする。

6. 補助使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する補助使用人は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令に服さないものとし、補助使用人の人事考課については監査等委員会が行うこととする。また、人事異動、報酬等については監査等委員会の同意を得て、それらの事項を決定することとする。監査等委員会は、内部監査室に対し、監査等委員会の監査・監督活動の補助を指示する権限を有し、内部監査室は、実施した結果について監査等委員会に定期的に報告する。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

経営に関する事項、その他重要事項については、監査等委員会に報告する体制を確立する。また、必要に応じ役員が監査等委員会に直接報告・説明することができるものとし、当該役員が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針

監査等委員の請求等に従い、円滑に行うものとする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が必要と認める場合には、独自に専門の弁護士、公認会計士を起用し、監査業務に関する助言を受けることができるものとする。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

(1) 基本方針

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、関係の完全な遮断、排除を行うとともに、付け入る隙を与えない企業活動を実践する。トラブルが発生した場合には企業をあげて対応する。

(2) 基本方針に基づく対応

事業遂行にあたっては企業トップから従業員一人一人に至るまで遵法の意識を持つと同時に社会的良識を備えた善良な市民としての行動規範を確立し遵守することにより、企業活動のあらゆるレベルにおいて反社会的勢力や団体との結びつきを阻止し、健全な企業風土を醸成する。

- ①反社会的勢力及び団体との関係遮断に全社的に対応するために、総務経理部を担当部署とし、窓口は総務経理部（法務担当）とする。
- ②反社会的勢力担当部署は、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを実施するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、警察、暴力追放運動推進センター等の外部関係機関との連携を図る。
- ③反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、可能な範囲で自社内の取引状況を確認する。また、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入する。
- ④反社会的勢力による不当要求がなされた場合には該当情報を速やかに所属長に報告するとともに、担当部署に報告・相談し、更に担当部署より取締役会に報告する。

11. 財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本方針

財務報告に係る内部統制は、その目的とする「業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全」の要件を確保するために、業務全体を通じて組織内すべての者が目的とする事項を踏まえ業務を遂行することをもって財務報告の適正性を確保することが求められている。

このため、組織内すべての者は、組織の目的及び内部統制の目的を達成するため、適時かつ適切に内部統制の整備・運用状況を見直しの上、その有効性に関し適正なる評価を継続して行い、所期の目的を達成することを基本方針とする。

【当社の内部統制基本方針の運用状況】

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①企業倫理行動指針をはじめとするコンプライアンスに係る規程を遵守するため、総務経理部を中心に定期的に研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図っている。
 - ②任意の指名委員会及び報酬委員会は取締役会からの諮問を受けて議論を行い、答申を提出している。
 - ③内部通報制度の見直しを行い、社外通報窓口の更新及び通報者に対する不利益防止の体制を整備し運営をしている。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局により永久保存されている。また、社長決裁稟議については、担当部門により10年間保存されている。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業活動の遂行に関する重大リスクについては、リスク管理規程、緊急事態対策規程等の規程に基づき、対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、職務執行する体制を確立し、経営の効率化を図っている。
 - ②中期経営計画等を査定し、月次業績のレビューと改善策の検討等を行い、効率化を図っている。
5. 監査等委員の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）に関する事項
監査等委員が内部監査室所属員に指示・命令を行い、同所属員はその指示・命令に従って監査等委員の職務の補助を行っている。
6. 補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
専任の内部監査室所属員が所属する内部監査室は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないよう、分離されている。
7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
役職員が報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止している。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針
監査の実効性を確保するために、監査等委員の職務の執行上必要と見込まれる費用について予算を計上している。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員が重要な会議等に出席することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに、内部監査室が行う内部監査結果を定期的に監査等委員会に適宜報告するなど、体制の確保に努めている。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ①反社会的勢力による被害を防止するため、基本的な理念や具体的な対策について、暴力追放運動推進センターの講習を受講している。
- ②反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たないために、当社は契約書締結時に反社会的勢力排除条項を記載するよう徹底をしている。

11. 財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本方針

財務報告の信頼性の確保を実現するために、内部統制の有効かつ効果的な整備・運用を行い、評価基準に基づき財務プロセスの検証を行っている。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対し安定配当を継続する方針のもと、将来の企業体質の強化を図るため、内部留保の充実を考慮しつつ、業績等を総合的に勘案し株主の皆様に対する利益還元を実施していく方針であります。

本方針のもと、2023年5月期の期末配当金につきましては、株主の皆様への還元を考慮し、前期の期末配当金から1円増額となる1株当たり9円とする配当案に決定いたしました。これにより既の実施しております1株当たり8円の間配当金と合わせ、2023年5月期の年間配当金は1株当たり17円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。なお、当社への持株比率は表示桁未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	9,996,281	流 動 負 債	3,626,206
現金及び預金	4,964,110	支 払 手 形	274,889
受 取 手 形	580,035	電 子 記 録 債 務	1,446,710
電 子 記 録 債 権	1,458,620	買 掛 金	382,845
売 掛 金	2,122,545	リ ー ス 債 務	23,985
商 品 及 び 製 品	410,193	未 払 金	509,442
仕 掛 品	18,084	未 払 費 用	723,693
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	414,319	未 払 法 人 税 等	142,120
前 払 費 用	28,180	未 払 消 費 税 等	56,205
そ の 他	2,191	預 り 金	7,189
貸 倒 引 当 金	△2,000	そ の 他	59,125
固 定 資 産	4,994,464	固 定 負 債	830,063
有 形 固 定 資 産	2,290,116	リ ー ス 債 務	48,801
建 物	599,676	長 期 未 払 金	23,171
構 築 物	114,662	繰 延 税 金 負 債	290,091
機 械 及 び 装 置	1,193,796	退 職 給 付 引 当 金	468,000
車 両 運 搬 具	691	負 債 合 計	4,456,270
工 具、器 具 及 び 備 品	24,570	[純 資 産 の 部]	
土 地	261,433	株 主 資 本	8,911,755
リ ー ス 資 産	65,086	資 本 金	821,070
建 設 仮 勘 定	30,200	資 本 剰 余 金	769,852
無 形 固 定 資 産	3,877	資 本 準 備 金	734,950
ソ フ ト ウ ェ ア	2,573	そ の 他 資 本 剰 余 金	34,901
電 話 加 入 権	1,269	利 益 剰 余 金	7,829,995
商 標 権	34	利 益 準 備 金	50,000
投 資 そ の 他 の 資 産	2,700,469	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,779,995
投 資 有 価 証 券	2,672,125	配 当 準 備 積 立 金	58,000
出 資 金	9,793	別 途 積 立 金	1,091,419
長 期 前 払 費 用	16,251	繰 越 利 益 剰 余 金	6,630,576
そ の 他	2,300	自 己 株 式	△509,162
資 産 合 計	14,990,746	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,622,720
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,622,720
		純 資 産 合 計	10,534,475
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,990,746

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,870,057
売 上 原 価	8,575,007
売 上 総 利 益	2,295,050
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,681,219
営 業 利 益	613,831
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	71,631
そ の 他	7,984
営 業 外 費 用	
そ の 他	389
経 常 利 益	693,057
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,238
税 引 前 当 期 純 利 益	713,295
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	290,342
法 人 税 等 調 整 額	△71,967
当 期 純 利 益	494,920

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位 千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2022年6月1日残高	821,070	734,950	29,420	764,370	50,000	58,000	1,091,419	6,215,649	7,415,068
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△79,993	△79,993
当期純利益								494,920	494,920
自己株式の取得			△548	△548					
自己株式の処分			6,029	6,029					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	5,481	5,481	—	—	—	414,926	414,926
2023年5月31日残高	821,070	734,950	34,901	769,852	50,000	58,000	1,091,419	6,630,576	7,829,995

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2022年6月1日残高	△191,265	8,809,244	1,645,544	10,454,789
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△79,993		△79,993
当期純利益		494,920		494,920
自己株式の取得	△322,877	△323,425		△323,425
自己株式の処分	4,979	11,008		11,008
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△22,824	△22,824
事業年度中の変動額合計	△317,897	102,510	△22,824	79,686
2023年5月31日残高	△509,162	8,911,755	1,622,720	10,534,475

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 商品及び製品、仕掛品

板紙関連品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

美粧段ボール関連品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 12～38年

機械及び装置 5～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存簿価を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に板紙事業として段ボール製造用原紙の製造販売及び美粧段ボール事業として青果物等の包装箱や贈答箱の製造販売を行っております。

当該事業においては、契約で合意された仕様の商品又は製品を顧客に提供する履行義務を識別しております。原則として当該商品又は製品を顧客に引渡した時点でその支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断していることから、当該商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合に

は、出荷時に収益を認識しております。また、取引から一定の期間後に確定する販売促進費に係る未確定部分については、変動対価に関する定めに従って、支払いが見込まれる販売促進費の見積額を売上高から控除しております。なお、当社の取引に関する支払条件は通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失の認識の要否

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

美粧段ボール事業の固定資産の帳簿価額 610,170千円

当社は事業セグメントの美粧段ボール事業として、電化製品、青果物、飲料、食品等の包装箱や贈答箱の製造販売を行っております。美粧段ボール事業は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなり、減損の兆候が認められたことから、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失の認識の判定において、経営計画等に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの帳簿価額を上回っていることから、当該資産グループの減損損失の認識は不要と判断しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は資産のグルーピングとして、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき、また遊休資産については個別物件単位で行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で決議された中期経営計画に基づき見積もった将来キャッシュ・フロー及び外部専門家から入手した不動産鑑定評価結果等に基づく正味売却価額によっております。中期経営計画は当事業年度の業績を踏まえた上で、主要な仮定として当事業年度末以降における売上高成長率を含んでおります。

当該将来キャッシュ・フローの見積りは、不確実性を伴い、予測不能な経済環境等の変化により、資産又は資産グループの評価の前提条件に不利な影響が発生した場合は、減損損失が発生する可能性があります。

(2) 販売促進費

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

未払費用 522,363千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、販売促進のために取引から一定の期間後に確定する販売促進費に係る未確定部分を見積額として売上高から控除しております。この見積額は、確定した販売数量に対する販売促進費の水準といった主要な仮定を含んでおります。販売促進費の水準は商習慣に基づいた期間に確定した実績を基礎として、その他の既知の要素に基づいて見積っております。

見積額と翌期における実際販売促進費の額に乖離が生じた場合には、翌期の損益に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表等に関する注記

- (1)有形固定資産の減価償却累計額 12,145,408千円
- (2)取締役に対する金銭債務
長期金銭債務（長期未払金） 23,171千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加の株式数	当事業年度減少の株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,500,000株	一株	一株	5,500,000株

(2)自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加の株式数	当事業年度減少の株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	507,017株	387,800株	13,200株	881,617株

(注)自己株式の数の主な増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであり、減少は、取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(3)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年8月26日 定時株主総会	普通株式	39,943千円	8円	2022年5月31日	2022年8月29日
2023年1月12日 取締役会	普通株式	40,049千円	8円	2022年11月30日	2023年2月2日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年8月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	41,565千円	9円	2023年5月31日	2023年8月28日

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入金による方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、投資有価証券である株式については、定期的に時価を把握し取締役会に報告してしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注)をご参照ください)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	2,670,864	2,670,864	—
資産計	2,670,864	2,670,864	—

現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金は、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等

	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,260

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	2,670,864	—	—	2,670,864
合計	2,670,864	—	—	2,670,864

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	142,552千円
未払費用	210,129
未払事業税	8,968
その他	65,524
繰延税金資産小計	427,175
評価性引当額	△45,055
繰延税金資産合計	382,119
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	672,210
繰延税金負債合計	672,210
繰延税金負債の純額	290,091

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	30.46%
(調整)	
評価性引当額	0.22%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51%
住民税均等割	0.53%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.61%
その他	△0.50%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.61%

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	444,209千円
退職給付費用	38,432
退職給付の支払額	△14,642
退職給付引当金の期末残高	468,000

② 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	468,000千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	468,000
退職給付引当金	468,000
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	468,000

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	38,432千円
----------------	----------

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) その他の関係会社の子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	森紙販売株式会社 (王子ホールディングス株式会社の子会社)	(被所有) 直接 0.0	当社製品の販売	板紙の販売	930,114	電子記録債権 売掛金	344,992 82,615
その他の関係会社の子会社	佐賀板紙株式会社 (王子ホールディングス株式会社の子会社)	なし	当社製品の販売	板紙の販売	391,113	売掛金	160,572
その他の関係会社の子会社	王子コンテナー株式会社 (王子ホールディングス株式会社の子会社)	なし	当社製品の販売	板紙及び美粧段ボールの販売	617,539	売掛金	261,803

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	岡崎 彬	(被所有) 直接 0.6	当社の仕入先である岡山ガス株式会社の代表取締役会長	産業用ガス購入取引等	1,662,298	未払金	149,091

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 「ガス需給に関する基本契約書」及び「ガス需給契約書」を締結して市場価格で購入しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,280円99銭
(2) 1株当たり当期純利益 101円38銭

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位 千円)

	報告セグメント			合計
	板紙事業	美粧段ボール事業	計	
一時点で移転される財	9,578,652	1,291,404	10,870,057	10,870,057
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	9,578,652	1,291,404	10,870,057	10,870,057
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	9,578,652	1,291,404	10,870,057	10,870,057

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年7月12日

株式会社 岡 山 製 紙
取 締 役 会 御 中

P w C 京 都 監 査 法 人
京 都 事 務 所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 江 口 亮

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 宮 脇 亮 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡山製紙の2022年6月1日から2023年5月31日までの第182期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第182期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月12日

株式会社 岡山製紙 監査等委員会

常勤監査等委員 片岡 誠 ㊟

監査等委員 田井 廣志 ㊟

監査等委員 岡崎 彬 ㊟

監査等委員 中野 学 ㊟

監査等委員 加来 典子 ㊟

(注) 監査等委員 田井廣志、岡崎 彬、中野 学 及び 加来典子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元と内部留保を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきます。ご了承ください。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき 金9円 総額 41,565,447円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年8月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）高野佳典氏が2023年2月28日をもって辞任により退任し、また、現任の取締役3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者の指名につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会に諮ったうえで取締役会の決議により決定しております。また、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	つがわ こうたろう 津川 孝太郎 (1951年8月24日) (再任)	1975年11月 株式会社滝沢鉄工所（現 株式会社TAKISAWA）入社 1988年4月 当社入社 1991年9月 当社製紙工場長 2007年8月 当社執行役員製紙工場長 2010年8月 当社取締役技術統括部長 2013年8月 当社代表取締役社長（現任）	42,300株
	【取締役候補者とした理由】 津川孝太郎氏は、当社取締役技術統括部長等を経て2013年8月から取締役社長を務めており、会社経営についての豊富な経験を有しております。この経験を活かし、取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役として適任であると判断したためであります。		
2	みやた まさき 宮田 正樹 (1965年7月31日) (再任)	1988年4月 当社入社 2016年6月 当社製紙工場長 2017年8月 当社執行役員製紙工場長 2019年6月 当社執行役員製紙本部長 2019年8月 当社取締役製紙本部長 2022年6月 当社取締役加工本部長 2023年3月 当社取締役管理本部管掌（現任）	10,100株
	【取締役候補者とした理由】 宮田正樹氏は、製紙工場長、製紙本部長を歴任し、板紙製造に関する豊富な知識と経験を有しております。また、取締役加工本部長、管理本部管掌を経験し、当社の経営全般におけるリーダーシップが期待できることから、引き続き取締役として適任であると判断したためであります。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ごとう なおき 後藤 直樹 (1967年4月10日) (再任)	1993年1月 高崎製紙株式会社(現 王子マテリア株式会社)入社 2021年6月 当社執行役員製紙本部副本部長(営業担当) 2022年8月 当社取締役営業管掌(現任)	1,800株
	【取締役候補者とした理由】 後藤直樹氏は、大手板紙メーカーにおいて国内外での営業活動に携わり、板紙事業に関する豊富な実績と経験を有しております。2021年6月からは当社執行役員として、2022年8月からは取締役として販売拡大に貢献しており、引き続き取締役として適任であると判断したためであります。		
4	かりやま まさのり 狩山 昌功 (1965年10月11日) (新任)	1984年4月 当社入社 2020年6月 当社製紙本部製造部長 2021年8月 当社執行役員製紙本部副本部長 2022年6月 当社執行役員製紙本部長(現任)	0株
	【取締役候補者とした理由】 狩山昌功氏は、製紙本部製造部長、製紙本部長を歴任し、板紙製造に関する豊富な知識と経験を有しております。2021年8月からは当社執行役員として製造・技術部門を中心にリーダーシップを発揮しており、取締役として適任であると判断したためであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。各候補者が選任され取締役就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役片岡誠氏が辞任により退任しますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案において選任された場合の任期は、当社定款の規定により、退任する監査等委員である取締役の任期が満了する2024年8月開催予定の第183回定時株主総会終結の時までとなります。

なお、候補者の指名につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会に諮ったうえで取締役会の決議により決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
おかざき やすお 岡崎 泰夫 (1958年2月9日) (新任)	1980年4月 株式会社中国銀行入行 2002年7月 同行玉支店長 2005年2月 同行鴨方支店長 2007年10月 同行新市支店長 2009年6月 同行総務部長 2012年6月 同行常勤監査役 2016年6月 同行取締役監査等委員 2019年6月 中銀事務センター株式会社 代表取締役社長 2023年6月 当社顧問(現任)	0株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 岡崎泰夫氏は、上場会社である株式会社中国銀行で常勤監査役、取締役監査等委員を務め、監査に関する豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の取締役の職務執行の監査を公正かつ適切に遂行することが期待できると判断したためであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡崎泰夫氏の選任が承認された場合、同氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。岡崎泰夫氏が選任され監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考)

第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の取締役の専門性と経験

氏名	属性	当社における地位	指名・報酬委員会	企業経営	営業マーケティング	財務会計	技術・製造研究開発	人事労務	購買調達	法務リスクマネジメント	ESGサステナビリティ
津川 孝太郎	社内	代表取締役会長	○	○	○		○		○	○	○
宮田 正樹	社内	代表取締役社長		○	○		○		○		○
後藤 直樹	社内	取締役			○						
狩山 昌功	社内	取締役					○		○		
岡崎 泰夫	社内	取締役 常勤監査等委員		○		○				○	
田井 廣志	社外・独立	取締役 選定監査等委員	◎	○		○		○		○	
岡崎 彬	社外	取締役 監査等委員		○					○	○	○
中野 学	社外・独立	取締役 監査等委員	○	○			○			○	○
加来 典子	社外・独立	取締役 監査等委員	○							○	○

◎委員長

株主総会会場ご案内略図

岡山市北区下石井2丁目6番1号
アークホテル岡山 3階 牡丹の間



● JR岡山駅より徒歩約7分

(当日駐車場をご利用の方は、
100円パーキング下石井をご利用ください。)